

第3次守山市環境基本計画策定支援業務 仕様書

1 総則

(1) 業務目的

本市では、平成28年度に第二次守山市環境基本計画を策定し、令和4年度には策定時以降の環境政策の動向や情勢変化、これまでの本市における環境への取組などを踏まえ、第二次守山市環境基本計画改訂版を策定した。改訂した計画には、脱炭素社会の実現に向け、重点プロジェクトを位置づけ取組を進めているが、本市の豊かな自然を守るとともに環境への負荷を低減し、さらには脱炭素社会を実現していくためには、より具体的かつ効果的な施策が必要である。

そこで、現行計画、昨今の国内外における取組事例、守山市の環境・社会・市民の現状、国の2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた本市の環境政策の方向性を示す第3次守山市環境基本計画の策定を行うことを目的とする。

(2) 疑義

本仕様書に記載なき事項および疑義が生じた場合は、速やかに発注者と受注者が協議の上、受注者は市の指示に従い、業務を遂行しなければならない。

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年12月28日まで

(4) 提出書類

受注者は本業務実施にあたって次の書類を速やかに市に提出し、承認を得るものとする。

ア 着手時

- (ア) 着手届
- (イ) 主任技術者・作業主任者届
- (ウ) 経歴書
- (エ) 業務工程表
- (オ) 業務計画書

イ 完了時

- (ア) 委託業務完了届出書
- (イ) 委託業務目的物引渡し書
- (ウ) 請求書

(5) 業務計画

受注者は、本業務の実施にあたっては契約締結後1週間以内に「業務計画書」を発注者に提出し、発注者の承諾を得なければならない。なお、業務計画書の様式は、発注者と受注者の協議の上定めることとする。

(6) 業務責任者

業務責任者は、業務の全般にわたり、業務管理を行うものとする。

本業務の円滑な進捗を図るため、実施前に市と受注者が十分協議を行うとともに常に連絡を密にし、業務に支障のないようにするものとする。

(7) 連絡手段および打合せ

業務実施期間中、軽微な連絡のやりとりについては電話もしくは電子メールにて行う。ただし、業務を進めるうえで十分な協議の時間が必要な場合は、発注者と受注者の協議により打合せの場を設けることとする。

(8) 資料の貸与

受注者は、本業務に必要な資料を市より借り受けるものとするが、適正な管理をもって行うとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

(9) 関係官公庁等への手続き等

業務遂行のために必要な関係官庁その他に対する諸手続きは、受注者の責任において迅速に処理するものとする。

(10) 検査

受注者は、市の検査を受け、加除・訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとする。また、それに要する経費は受注者が負担するものとする。本業務は、発注者の検査合格をもって完了とする。

(11) 成果品の帰属

本業務で履行した内容はすべて市の所有とし、調査結果についても発注者の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。

2 業務内容

(1) 業務概要

本業務は、守山市環境基本条例に定める第3次守山市環境基本計画（以下、基本計画と略）の策定に必要な諸調査の実施から計画策定までの業務全般に対し、細部にわたりコンサルティング業務等を行うものである。基本計画内に、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に定める地方公共団体実行計画（区域施策編）も併せて策定すること。業務内容は、概ね次のとおりとする。

ア 基本情報の収集・整理

・第二次守山市環境基本計画策定以降に起きた環境に関する最新の動向・世界的な潮流、国や県・本市の上位計画やその他関連計画および守山市環境審議会における議論等を整理し、基本計画策定の背景や目的、位置づけ、計画の構成等基本的事項の整理を行う。

・国、県の地球温暖化対策、再生可能エネルギー、環境に関する政策動向、法令等を

整理する。

- ・本市における環境政策や脱炭素にむけた方針を整理し、守山市地球温暖化対策実行計画の策定に至った背景や目的を整理する。なお、整理に際しては、本市の上位計画や関連計画、これまでに開催された守山市環境審議会における議論等の内容を踏まえたものとする。

- ・本市の再生可能エネルギー導入状況や導入ポテンシャル、およびエネルギー需要について、情報収集および現状分析を行う。

イ 本市の概況調査および地域課題の整理

- ・本市の自然的条件、社会的条件、経済的条件に関し、既存資料をもとに調査、分析する。

- ・これまでの環境に関する取組や成果を参照しつつ、解決すべき地域課題や今後目指すべき環境イメージ等を整理する。

ウ 将来の温室効果ガス排出量に関する推計

- ・本市における温室効果ガス排出量の現況、および BAU ケースと対策ケースについて将来排出量の推計を行う。推計にあたっては、「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料 Ver. 1.0」（環境省、令和3年3月）等を参考とする。

エ 脱炭素ビジョンの検討

- ・ア～ウの検討結果等を踏まえ、市域の脱炭素化に向けた将来ビジョンを示すとともに、その実現に必要な施策の方向性の検討を行う。

オ ステークホルダーへのヒアリング

- ・事業者等ステークホルダーの、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入等に関する意向を把握するため、ステークホルダーへの調査を行うとともに、地域のあらゆるステークホルダーが参加し合意のもとで取組を進められるよう、取組の実施体制を検討する。

カ 脱炭素社会実現に向けた具体的施策の検討

- ・計画目標を達成し、脱炭素社会を実現するために必要な具体的施策や指標の検討を行う。検討に際しては、関連する取組の方向性や上位計画、守山市環境審議会での議論等を整理した上で検討すること。

キ 環境施策の方針および重点的な取組の検討

- ・地域課題を解決するために必要な施策項目や具体的な取組、および各施策の推進に向けた指標を検討する。また、地球温暖化対策や脱炭素地域づくりに留意しつつ、特に重要と考えられる施策を検討する。

- ・施策の策定にあたっては、本市の取組の方向性や上位計画、現行の基本計画の実施状況、環境審議会での議論等を踏まえ、守山市の特色を反映させること。

ク 計画の理念および目標設定

- ・整理した地域課題や、本市の上位計画等における方向性、守山市環境審議会での議論等を踏まえ、基本計画の理念、および計画目標や環境ビジョンを設定する。
- ・温室効果ガス排出量の部門別（産業・業務・家庭・運輸等）削減目標を設定する。
- ・再生可能エネルギーの導入に関する数値目標を、再生可能エネルギーの種別ごとに検討し、設定する。

ケ 計画書のとりまとめ

- ・基本計画「素案」、「原案」、「最終案」の作成支援を行う。
- ・基本計画は「本編」および「資料編」に区分して作成する。また併せて、「概要版」を作成すること。
- ・基本計画の作成にあたっては、レイアウトの提案、図表、地図、イラスト、概念図、写真等を盛り込んで編集を行うこと。

コ 委員会等への出席

- ・計画の策定に際し、守山市環境審議会を置くので、審議会に出席するとともに、運営に係る提案、関連資料および議事録の作成等を行うこと。

サ 市民参画方法の検討・支援

- ・計画の策定に際し、市民懇談会等の市民参画方法を検討する。運営や進行自体は市が中心となって進めるが、計画の策定に当たって有意義な結果が得られるよう、運営に係る提案・支援を行うこと。

シ その他計画策定に必要な事項

- ・上記のほか、計画策定に必要なと思われる事項については、協議の上決定する。

(2) 業務実施にあたっての留意事項

業務実施にあたっては以下の点に留意すること。

ア 他の計画との連動等について

- ・国、県、本市の上位計画、関連計画の内容を把握し、国や県の動向やこれまでの守山市環境審議会における審議経過等を熟知した上で、本市と十分協議しながら遂行すること。

イ 基本計画の実効性や明瞭性等の確保について

- ・計画が実効性の高いものとなるよう、市民、事業者、行政等、誰もが共有でき、わかりやすい計画となるよう支援すること。
- ・市民自らが、計画の達成に向けてどのような取り組みを行えば良いかをイメージしやすい、具体的な内容を提案すること。

ウ 計画策定にあたって必要な情報収集について

- ・本市の自然、生活、社会環境等の現状および市域の環境特性の把握につとめ、課題を抽出すること。

・守山市で実施している環境施策や守山市で起きている環境問題に関する情報等について把握につとめること。

3 成果品

(1) 第3次守山市環境基本計画書

- ア 計画書本編の印刷物 1部
- イ 計画書概要版の印刷物 1部
- ウ 計画書電子データ（Word形式） 一式（CD-Rで提出のこと）

(2) 計画策定に関し、作成した基礎資料

- ア 紙媒体（ファイル綴じ） 1部
- イ 電子データ（Word、ExcelまたはPowerPoint形式） 一式（CD-Rで提出のこと）

(3) その他、両者の協議に基づいて必要と判断したもの。

4 著作権および著作権

本契約で作成された成果物の著作権および著作権は、発注者が所有するものとする。本契約の履行に当たり生じたもの、印刷物のデジタル情報、写真、ネガフィルム等については、発注者に譲渡すること。

発注者が前号の規程により引渡しの請求をしたときは、発注者の指定する方法に従い、指定された期日までに、これらを引き渡さなければならない。